





# 農地の活用に新事業ができました

## 〔利用権設定等促進事業〕

利用権設定等促進事業によって、農用地の貸し借りや売買がたいへん有利になりました。「土地と人」を有効に活用し、農業の発展をめざす促進事業のあらましをお知らせします。

農用地を貸したい、売りたい  
人には安心できる方法といろいろな特例、特典があります。

### 一、離農者の条件

二十歳以上の経営主で三十  
歳以上の自作地があり、  
五年以上農業を行っていた人  
で①農業者年金に加入できな  
い人、②農業者年金に三年以  
上加入しており会社勤めなど  
により脱退した人など。

### 二、譲渡の相手方

農業者年金加入者や合理化  
法人など。

### 三、譲渡の方法

自作地は所有権の移転、ま  
たは十年以上の使用収益権の  
設定を行う。小作地は使用収  
益権の移転、または地主に返  
還すること。

農用地の貸し、売りには農  
地法の許可がりません。  
農用地を貸しても約束の期  
限がくれば離作料などを払う  
ことなく確実に返してもらえ  
ます。

貸し手には奨励金がでます。  
期間によって十アール当り一  
万円から二万円。

農地などを売った場合の所  
得税はその譲渡所得から五百  
万円が控除されます。

小作料の一括前払いを受け  
る方法もあります。

### 四、規模を拡大しようとする人

も大変有利になりました。

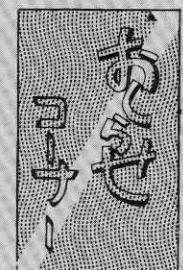
### 五、規模を拡大しようとする人

て、規模を拡大しようとする人  
も大変有利になりました。

農用地等を買って登記する  
場合、登録免許税が千分の九  
(一般は千分の五〇)に軽減  
されます。

不動産取得税は取得価格の  
三分の一が控除されます。

農地等取得資金は千五百萬  
円まで借りられます。



## 町のこよみ

### 二、利用ください 行政相談員

所得税申告は二十四・二十五  
二十六日以外は行ないませんの  
で御注意ください。

申告に必要な証明書などは、  
各家々に配布されているチラシ  
をお読みください。

### 三、申請者全員の印鑑 販売店の証明書等

五、期限切れの人、機械の  
変更がある場合は新規扱

四、前年に二百六十を超える  
免税証を受けている人は

販売店の証明書等

三、申請者全員の印鑑

電一八六一四九一二二二)

問合せ先=県税事務所

四、前年に二百六十を超える  
免税証を受けている人は

販売店の証明書等

三、申請者全員の印鑑

四、前年に二百六十を超える  
免税証を受けている人は

販売店の

